

きちんと世話をできる数にしましょう

飼っているペットの数が多くなれば、餌や散歩などの世話や、餌代やワクチン代などの費用が増えるだけでなく、動物同士の関係に気を配ったり、近隣住民へ配慮することも、より一層必要になります。

「一頭ではかわいそう」「お友達がほしいだろう」というのは飼い主の一方的な考えです。また、「かわいい子どもをみたいから」と軽い気持ちで産ませてしまうと、あっという間に数が増えてしまいます。子犬や子猫のもらい手を探してもそう簡単にはみつきりません。

1頭のメス猫が・・・1年後には 20 頭以上・・・2年後には 80 頭以上・・・3年後には 2000 頭以上に！



犬や猫をむやみに増やさないためには、不妊去勢手術を行うことが必要です。不妊去勢手術は望まない子どもが産まれないだけでなく、様々なメリットがあります。

- 性的なストレスによる異常な鳴き声や争いなどの問題行動が減ります。
- 生殖器の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが減ります。

ペットを捨てるのは犯罪です

★犬や猫などの愛護動物※を遺棄した者は、100万円以下の罰金が科せられます

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと、あひるの他、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類

★捨てられると動物も近隣住民も被害を受けます

捨てられたペットは食べ物を得られず衰弱して死んでしまったり、交通事故に遭ったりします。住居や庭を荒らしたり、人を咬むなどの被害が発生する可能性があります。

★ペットを自然に放ってはなりません

人によって野生から切り離されたペットには、帰る自然はありません。野外に放つことは、自然環境の破壊につながります。



野外で繁殖し、問題となっているペット由来の動物（外来種）の例

ペット由来の外来種が、捨てられたり、逃げ出したりして、日本の生態系等に悪影響を及ぼしている例があります！



アライグマ
(北米原産)



ガビチョウ
(東・東南アジア原産)



ミシシippiaカミミガメ (ミドリガメ)
(北米～南米北西部原産)



奄美大島では、野生化したネコにより、希少種のアマミノクロウサギが捕食されています。(自動式カメラで撮影されたアマミノクロウサギをくわえるネコ)

外来種と外来生物法

外来種とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって持ち込まれた生き物のことで、各地域の生態系、農林水産業、人の生命・身体に影響を及ぼすものもあります。外来生物法では、海外から持ち込まれた外来種のうち、**日本の生態系等に被害を及ぼすものを特定外来生物に指定**し、輸入・飼養等を規制し、野外へ放つことを禁止しています。特定外来生物にはアライグマやガビチョウなど 107 種類が指定されています(平成 25 年 9 月現在)。特定外来生物を無許可で飼養等した場合や、**野外へ放った場合などには、個人で懲役 3 年以下又は 300 万円以下の罰金、法人で 1 億円以下の罰金**が科せられます。

外来生物について(環境省 HP) <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>